

令和6年度

学童クラブ

入所のしおり



飯一小どろんこクラブ

飯一小あおぞらクラブ

飯一小にじいろクラブ

双柳たけの子クラブ

双柳きのこクラブ

原市場かたくりクラブ

原市場かたくりクラブ第2

一般社団法人 飯能市学童クラブの会

一般社団法人飯能市学童クラブの会の学童クラブ

飯一小どろんこクラブ

中山・八幡町・柳町・原町

飯能市山手町 13-8

TEL 042-974-2939

doronko138.gakudou@gmail.com

携帯 080-9045-3790

飯一小あおぞらクラブ

仲町・飯能・稲荷町・南町・久下

飯能市山手町 13-14

TEL 042-971-4137

aozora4137@ap.wakwak.com

携帯 080-9045-3791

飯一小にじいろクラブ

山手町・本町・永田・永田台・大河原

飯能市山手町 13-8

TEL 042-978-8300

nijiir_c0717@ybb.ne.jp

携帯 080-9045-3787

双柳たけの子クラブ

なみかみ・浅間上・浅間つばさ・新光

飯能市双柳 1194

TEL 042-973-6689

takenokoclub.1194@gmail.com

携帯 080-9045-3792

双柳きのこクラブ

はばたき・はりきり・なかよし

飯能市双柳 1194

TEL 042-980-7713

kinoko.3788@wind.ocn.ne.jp

携帯 080-9045-3788

原市場かたくりクラブ

原市場・中藤・唐竹・赤沢

飯能市下赤工 519-1

TEL 042-977-2411

katakuri.club@gmail.com

携帯 080-9045-3793

原市場かたくりクラブ第2

上赤工・下赤工

飯能市下赤工 442-2 原市場小学校内

TEL 042-978-8280

katakuri.clubdai2@gmail.com

携帯 080-1850-4895

クラブの会事務局

飯能市双柳 353-172

TEL 042-972-8490

Hanno.gakudou@ace.ocn.ne.jp

携帯 なし

※児童数の増加により既存のクラブを分割する可能性があり、地区分けによっては所属クラブを変更することになる可能性があります。

「一般社団法人 飯能市学童クラブの会」

ってどんなところ？

一般社団法人飯能市学童クラブの会

代表理事 岩淵 昌司

就学児童が放課後や長期休暇の時、保護者が安心して就労、介護、病気治療等継続して出来るよう、1980年飯能市に最初の学童保育(公設民営)が開所しました。その後順次学童が増える中、安定した運営を行い、保護者による会計の負担を軽減する為、統一運営組織「飯能市学童クラブの会」が2004年に発足しました。

2019年4月より法人化し、「一般社団法人 飯能市学童クラブの会」となりましたが、以前からの方針や方向性は変えずに、子どもたちのことを一番に考え、寄り添って保育にあたっています。また、保護者の皆様方との信頼関係を大切に、学童が第2の家庭と思っていただけるような環境作りに努めております。

現在、3つの小学校の7学童で、連携・協力して運営しています。統一運営をするにあたって、専従の事務職員を雇用していますので、保護者の皆様方の会計業務の負担はありません。また、運営に係わる会議も理事会で協議する為、保護者の皆様方の運営会議に対する負担もありません。保育料に関しても、一人親家庭や兄弟で通う児童を対象に減額措置を行っています。

現場を預かる職員も子どもたちの生活の場を充実し、保護者の子育てを支援できるように、日々の情報共有や保育実践の検討を通して互いに研鑽を重ね、研修に積極的

に参加してスキルアップに努めています。

新型コロナやインフルエンザといった感染症に不安を抱える保護者の方々がいると思いますが、職員は手洗いやマスクの着用、毎日の検温、室内の消毒などをして感染予防に努め、子どもたちを迎える準備をしています。また、変化する感染状況に対応できるように、担当課からの情報や指導を適宜確認・共有し、感染予防に努めております。

コロナ禍で、リモートでの保護者会、学童行事の中止や縮小をしてきましたが、5類になったことで少しずつ変わり、子どもたちの楽しみが増えてきました。夕涼み会・学童まつり・卒所旅行・全学童合同行事(今年度は中止)など感染予防をした上で実施してきました。保護者会も十分な換気を行い会議の時間を短くした上で、対面で行われる機会が増えてきました。

リモートに慣れて多少の抵抗があるかもしれませんが、直接会って話すことで、子どもたちの生活環境改善のための話し合いにたくさんの提案が出たり、個人的な悩み事や相談にも多くの時間を費やすことができるようになりました。

ぜひ参加してみてください。

最後に、皆様方のご意見や要望を受ける窓口を事務局と各学童に設けていますので、必要の際はご利用ください。

これから始まる学童生活

学童保育は、昼間働いている保護者が安心して働きたい、子どもに安心して安全な放課後を過ごしてほしいという思いから生まれました。

初めて登所してくる子は、場所にも人にも慣れていない状態です。学童での生活のルールを伝えますが、それ以上に子どもたちが緊張しないで生活ができるように指導員は心がけます。

それでも学校と学童の新生活が同時に始まり、不安を抱えることがあると思います。

その際はぜひ指導員にご相談ください。

指導員は今後 6 年間保護者を支え一緒に子育てを考えていく仲間になります。学校の事、子育ての事、なんでも気軽に伝えてください。一緒に考えていきましょう。

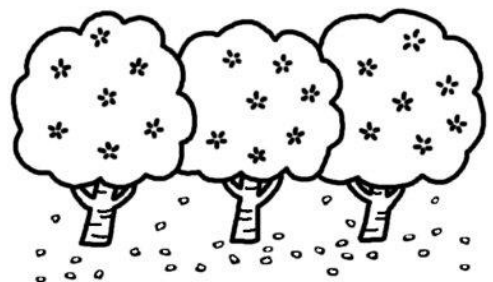
学童は「第 2 の家庭」と表現することがあります。1 年生から 6 年生まで通う学童では異年齢の子どもたちの関係も生まれます。1 年生にとって上級生は憧れの存在にもなりますが、少し怖い存在になる時もあります。上級生にとっても、1 年生とどのように接していいか、1 年生が何をしたいのか、わからないところからのスタートになります。

お互いに探りながらの関係づくりはトラブルになる時もあります。その時は指導員が間に入り関係性を築くよう対応します。

うまくいったり、いかなかったり、様々なできごとを経験しながら、子どもたちは成長していきます。「いろいろあっても大丈夫」そんなふうに思えるように子どもたちの生活をつくっていきます。そんな子どもたちの様子はお迎え時やお便り、保護者会などでお伝えします。

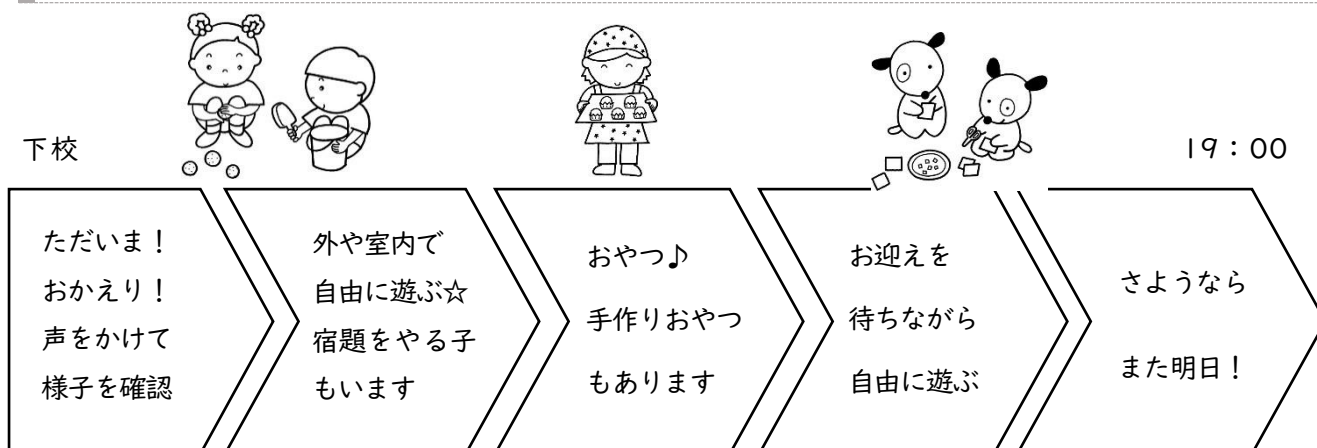
学童保育は働きながら子育てをする保護者の集まりです。年に数回行われる保護者会で先輩保護者と子育ての悩みを語り合ったり、子どもたちとの行事を企画し楽しんだり、保護者にとってもほっと一息つける、安心できるような学童でありたいと思っています。

2014 年制度改正により、それまでの「指導員」という呼び名が「放課後児童支援員（略：支援員）」に変わりました。
したがって原則は「支援員」と表記すべきところですが、このしおりでは長年使われてきた「指導員」を使用しています。
（子どもたちもまだまだ「しどういーん！」と呼ぶことが多いです）
このしおりの中では「指導員」＝「支援員」です。

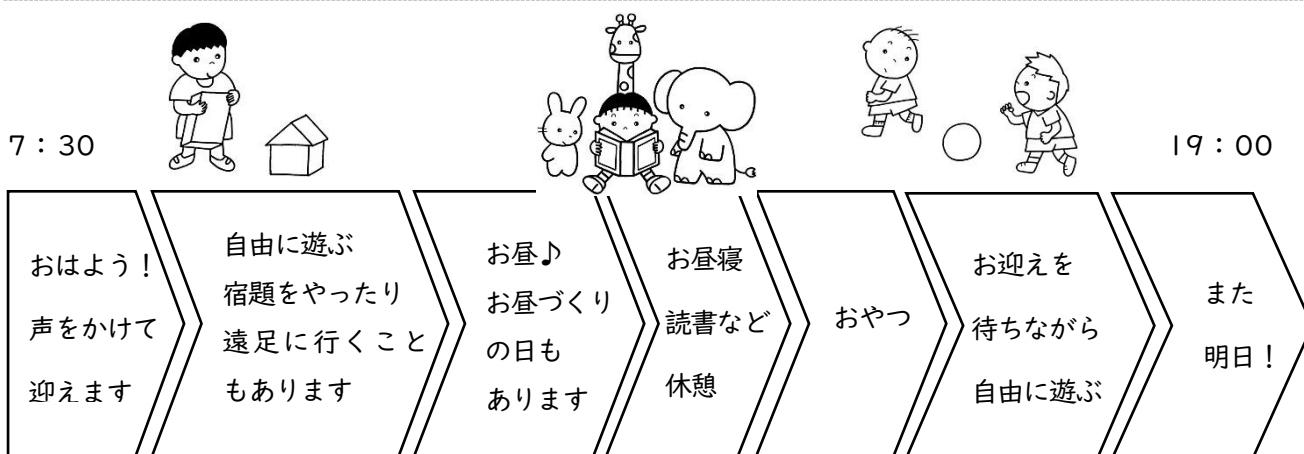


学童クラブでの生活

学校がある放課後



学校休業日…毎週土曜日・夏休み・冬休み・春休み・県民の日・開校記念日など



CHECK!

学童クラブと遊び

学童クラブは児童福祉法で定められた事業、「放課後児童健全育成事業」を行います。放課後児童健全育成事業は現在、条例で定める「設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」にもとづき運営されています。

その運営指針の中で、事業の目的として、「適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」とされており、遊びは子どもにとって不可欠なものとして位置づけられています。

遊びは、子どもにとって最も自主的な活動です。子どもは楽しく遊ぶために、遊びの中で他の子どもの諸能力を読み、自他の特長をいかしたり、演技をしたり、とあらゆる工夫をします。児童期の子どもの社会性は、遊びにおいて最も発揮されます。また、子どもの身体能力や心的能力も遊びにおいて最大限に発揮されるのです。

ですから、学童クラブでは生活の中心に「遊び」があるのです。

指導員は子どもが主体的に遊びに取り組めるように日々関わっています。

保護者会・・・働きながら子育てをする仲間

保護者会は、子どもが安全で豊かな学童の生活を過ごすために保護者が集う場所です。

近年、保護者会のない学童もありますが、クラブの会では年に数回・夜に保護者会を行っています。

日々、お迎えの時やおたよりで子どもの様子をお伝えしますが、保護者会ではより広く子どもの様子や生活を知ることができます。保護者会で子どもたちの生活を聞いたり話したりするうちに、だんだん顔見知りが増えていきます。子どもを通して保護者同士がつながっていくこともあるでしょう。新しい環境に飛び込むことは、子どもも保護者も緊張するものです。保護者会に集まった保護者は「仕事をしながら子育てをする仲間」です。慣れるまではゆっくりでもかまいません。保護者会で子育ての悩みや喜びを語り合いましょう。

また、保護者会では、保護者の皆さんと共に子どもたちが喜ぶ行事を企画します。子どもたちの過ごす施設、環境の改善に向けて話し合うこともあります。子どもたちが安全に、そして安心して過ごせるように環境の改善に向けて、一人ひとりの声を束にして市へ働きかけることもあります。我が子が毎日過ごす学童がより良くなるようにするための第一歩が、子どもたちの日々の生活を知ること、学童保育のことを知ることなのです。

保護者の皆さんも、子どもたちと共に楽しみながら、力を合わせて考えていきましょう。

「日本の学童ほいく」をお届けしています



飯能市学童クラブの会では、月刊誌「日本の学童ほいく」を全家庭へお届けしています。

「日本の学童ほいく」はこんな雑誌です。

- ・働きながらの子育てに役立つ雑誌です
- ・指導員の実践（生活づくり）に役立つ雑誌です
- ・保護者と指導員の共感をつくるのに役立つ雑誌です
- ・学童保育をよくする活動をすすめるのに役立つ雑誌です
- ・読者である保護者・指導員が自らつくっている雑誌です
- ・全国連協※の機関紙で、日本で唯一の学童保育専門月刊誌です

※全国連協・・・全国学童保育連絡協議会



入所にあたって



指導員勤務時間

通常時	一日保育時
午前 10 時 00 分 ~ 午後 7 時	午前 7 時 30 分 ~ 午後 7 時

開所時間

通常保育	特別保育
月曜日 ~ 金曜日	毎週土曜日・春・夏・冬休み 県民の日(11月14日)・開校記念日 学校行事による振替休業日など
下校時 ~ 午後 7 時	午前 7 時 30 分 ~ 午後 7 時

休所日

日曜日・祝日・8月14日・8月15日・年末年始(12月29日~1月3日)

入所手続き

- ◆入所に際し必要な書類(後掲)を記入し提出してください。締め切りは2月3日(土)です。
その後も随時受付をいたします。
- ◆新しく入所する子どもの受け入れは原則として4月1日からとなります。
3月末日までは保育園・幼稚園をご利用ください。
- ◆障がいのある子、特別な配慮が必要な子は、入所前に各学童クラブの指導員にご相談ください。
- ◆保育中のケガや事故等に備え、学童保育事業保険(傷害・賠償責任)に加入します。

保育料・入所金

入所金					10,000 円
保育料	区分 学年	金額（月額）			
		共働き	一人親	兄弟上	一人親兄弟上
	1～3 年	11,000 円	7,500 円	7,000 円	4,000 円
	4 年	7,500 円	6,500 円	6,500 円	4,000 円
	5 年	7,000 円	6,000 円	6,000 円	4,000 円
	6 年	6,500 円	5,000 円	5,500 円	4,000 円
	兄弟が同時に 3 人以上在籍する場合の兄弟上 3 人目～				1,000 円
特 別 保育料	特別保育時（朝 7：30 からの一日保育）			1 日あたり	100 円
	延長保育料（午後 7 時以降お迎えの場合）			15 分あたり	500 円

※兄弟上 …兄弟が 2 人以上在籍する場合は、一番下の子以外が対象となります。

【例】共働き・3 人在籍 → 6 年生 1,000 円 4 年生 6,500 円 1 年生 11,000 円

※保育料には、おやつ代・教材費等が含まれています。

※上記の他、各学童クラブで定める保護者会費やお昼代があります。金額や徴収方法は各学童クラブでご確認をお願いします。

保育料の支払方法

- ◆ ゆうちょ銀行からの自動口座振替です。
- ◆ 口座振替日は毎月 5 日です（土日祝日の場合は翌営業日）。再振替は 15 日です。
- ◆ 振替手数料が 10 円かかります。
- ◆ 保育料の徴収時期は次のとおりです。
 - 当月分保育料・・・当月 5 日
 - 特別保育料・・・翌々月 5 日
 - 入所金・・・・・・4 月 5 日（途中入所の場合は入所月または翌月）
- ◆ 入所時・春夏冬休み後・新年度の他、特別保育料が加算される月については通知書で金額をお知らせします。



学童に関すること

- ◆ 保育中に汗をかいたり、汚れたりすることもあります。着替えをご用意ください。
着替えや持ち物にはお名前を記入してください。
- ◆ 学童クラブをお休みするときは、学童・学校の両方に連絡をしてください。
- ◆ お迎えは、原則保護者が行ってください。子どもだけの帰宅は認めていません。
保育時間内（午後 7 時まで）にお迎えに来てください。
お迎えに行く人がいつもと異なるときは、指導員にその旨ご一報ください。
定期的に外部の方にお迎えを依頼する場合には、送迎依頼確認書を提出してください。
- ◆ 登降室管理、連絡ツールとして「うえぶさくら」を利用しています。
アプリの登録やお迎え時の打刻をお願いします。
- ◆ 駐車場を利用する際は、一般の通行車両に迷惑をかけないようにお願いします。
- ◆ 一日保育や給食の無い日は、原則としてお弁当を持たせてください。
学童でお昼を用意する場合は、事前にお知らせします。
- ◆ 書類の提出期限は守ってください。
特に出欠席に関する書類は、指導員の配置の都合上、提出期限内にご提出をお願いします。
土曜日保育の申込みは前月の 15 日までとなります。（15 日が休日の場合は前後します）



学校に関すること

- ◆ 学校に提出する家庭調査表に「学童クラブに通う」ことを記入してください。
- ◆ 学童クラブを休む場合は、学校へ学校の連絡帳に記入して伝えてください。
一斉下校の時は班長さんにも伝えてください。
お休みの連絡がなく、学童に登所しなかったときは、確認のため保護者に連絡をすることがあります。
- ◆ 一年生は、入学後しばらくの間、学童クラブから指導員が学校へお迎えに行きます。



緊急時（地震・風水害）における学童クラブの対応

1、緊急時について

緊急時とは災害や、大地震発生時、不審者等による事件が学童クラブ及び地域内で発生した時です。

緊急時の対応地域は飯能市全域です。

2、連絡方法について

緊急時の対応については可能な限り、メール・電話でご連絡いたします。停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合がありますので、ご了承ください。

3、学童クラブの対応及び児童の登所について

緊急時は、保護者または代理人（以下「保護者等」という）の送迎をお願いします。

緊急時の対応は学校によって異なる場合があります。学童クラブでは下表の通りとなります。

A 小学校へ登校後

小学校の対応	学童クラブの対応
一斉下校	10時00分から開所しています。下校時より保育します。
保護者の引き取りによる下校	閉所します。

B 小学校への登校前

小学校の対応	学童クラブの対応
登校時間の変更	前日までに分かっていて指導員対応ができる場合は、午前7時30分より対応します。 小学校の登校時間に合わせて、児童をクラブより学校へ送り出します。

C 小学校が休業になる場合（休校、長期休業等）

状況	学童クラブの対応
大雪、暴風等の 気象警報発令時	指導員が出勤でき安全に保育ができる場合は、別途連絡の上開所します。 交通機関の運行遅延等、クラブ開所に障害が生じている場合があります。 登所前に学童クラブの状況を確認してください。
大地震発生時	安全が確認できるまで閉所します。
特別警報発令時 （重大事案発生時）	安全が確認できるまで閉所します。

D 学童クラブへ登所後

状況	学童クラブの対応
大地震発生時	保護者の速やかな引き取りによる帰宅となります。 大地震発生時は、状況により、各地域の避難所（小学校）に避難します。
特別警報発令時	速やかに命を守る行動を取ります。状況により各クラブに留め置き、 安全確認後に各地域の避難所に避難します。
不審者による事件発生時	状況により、学校・公共施設等へ避難します。

◆市内にて大規模災害が発生した場合は、子どもの安全を確保するために、基本的に地区の小学校へ避難します。保護者の方は避難先にて子どもの引き取りをお願いします。

4、地震等災害発生時の避難場所、子どもの引き渡し方法について

災害発生時、指導員が避難誘導にあたり、避難場所にて保護者のお迎えを待ちますので、指定の場所へ直接お迎えに来てください。

防犯上の理由により、緊急時の引き取り順位の記載のある方のみへ子どもを引き渡します。

※保護者との連絡で直接確認が取れた場合のみ、例外とします。

子どもの引取りの際、指導員によるお顔の確認が不可能な方的場合、身分証明書等によるご本人確認をさせていただきます場合があることをご了承ください。

引渡しは名簿確認の上行いますので、お迎えの時、指導員に必ず声をかけてください。

避難場所一覧

第一避難場所にいない場合は第二避難場所にお回りください

第一 避難 場所	飯一小どろんこクラブ	飯能第一小学校
	飯一小あおぞらクラブ	
	飯一小にじいろクラブ	
	双柳たけの子クラブ	双柳小学校
	双柳きのこクラブ	
	原市場かたくりクラブ	原市場小学校
	原市場かたくりクラブ第2	
第二避難場所		各学童クラブ（安全確認後）

学級・学年・学校閉鎖時における学童クラブの対応

◆インフルエンザ等（新型インフルエンザや新型コロナ等を除く）による学級閉鎖等の場合、発症していない子どもについて、原則午前7時30分からの受け入れをします。一日保育料（100円）がかかります。

◆指導員の体制確保ができず受け入れができない場合もあります。ご了承くださいますようお願いいたします。

◆未知の病原体等による感染症流行での学級閉鎖等の場合は、学校や行政と連携を取り、その都度受け入れの判断をいたします。その際は速やかに保護者へ対応について連絡いたします。

1 学童保育賠償責任保険

1.施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

学童保育所等に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます

- ◆認可保育所および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。
- ◆学童保育所ごとにお申込みください。

この保険の特長

この保険は、学童保育所、学童保育業務または学童保育で提供した飲食物等によって発生した事故に基づき、学童保育所等の被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金を支払います。（日本国外において発生した事故は補償されません）

- 被保険者（補償を受けることができる方）は記名被保険者（学童保育所）およびその役員、使用人等となります。
- 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金を支払います。

- ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
- ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、搬送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害

1.施設賠償責任保険

日本国内において、記名被保険者が所有、使用または管理する学童保育所や学童保育業務の遂行に起因して、保険期間中に発生した他人の身体への障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

2.生産物賠償責任保険

日本国内において、記名被保険者が学童保育で提供した飲食物等（生産物）や学童保育業務の結果に起因して、保険期間中に発生した他人の身体への障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(1)施設上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育所の設備の欠陥や管理の不備による事故に基づく賠償損害

例えば、スベリ石に釘が刺さって児童がケガをした。

など

(2)業務上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育業務として行われる保育の遂行中に不注意によって生じた賠償損害

例えば、プランコタ遊動日本に乱暴に乗っているのを見て注意しなかったため、転落してケガをした。

など

(3)生産物の事故（生産物賠償責任保険）

学童保育で提供した生産物や学童保育業務の結果によって生じた賠償損害

例えば、学童保育で提供した飲食物等が原因で発生した他人の食中毒事故に基づく賠償損害

など

※この保険契約と重複する保険契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が出金された場合、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が出金されている場合、損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●管理下財物補償（管理下財物損壊等担保特約条項）

被保険者が管理する他人の財物（管理下財物）の損壊・紛失・盗取・詐取について、被保険者がその財物の正当な権利者に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※レンタル契約またはレンタル契約等に基づき他人から借りている財物は対象となります。

※貨幣・紙幣・有価証券・印紙・証券・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・勲章・徽章・橋本・設計書・写真その他これらに類するものは対象となります。

※自動車等の所有・使用・管理に起因する損害は対象となりません。

※管理下財物が、被保険者または被保険者と同時する親族が所有する財物である場合は、対象となりません。

●人格侵害補償（人格権侵害担保特約条項）

学童保育業務の遂行等に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」といいます）によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りします。

※広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害は対象となりません。

補償額

契約タイプ	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	免責金額※1
特約タイプ	対人：1名1億円/1事故5億円 対物：1事故500万円	対人：1名2億円/1事故5億円 （保険期間通算5億円） 対物：1事故500万円 （保険期間通算500万円）	施設賠償責任保険・ 生産物賠償責任保険
大型タイプ	対物：1事故500万円	対人：1名1億円/1事故5億円 （保険期間通算5億円） 対物：1事故200万円 （保険期間通算200万円）	対人・対物とも 1事故につき1,000円
基本タイプ	対物：1事故200万円	対人：1名1億円/1事故5億円 （保険期間通算5億円） 対物：1事故200万円 （保険期間通算200万円）	対人・対物とも 1事故につき1,000円
上記共通	管理下財物補償※2 1事故100万円 人格権侵害補償 1名50万円 1事故1,000万円（保険期間通算1,000万円）	—	1事故につき1,000円 1事故につき1,000円

※1 免責金額：保険金をお支払いする際に、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

※2 当会社が法律上の損害賠償金に対して支払う保険金の額は、特約条項により保険金を支払うべき損害の額を含めて、保険証券の「対物賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

保険料（1年間・1施設あたり） ※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

契約タイプ	児童数（1施設あたり）	保 険 料
大型タイプ	平均登録児童数 10名まで	7,600円
	平均登録児童数 50名まで	9,680円
	平均登録児童数 100名まで	10,770円
	平均登録児童数 200名まで	12,250円
	平均登録児童数 300名まで	12,920円
基本タイプ	平均登録児童数 10名まで	6,640円
	平均登録児童数 50名まで	8,260円
	平均登録児童数 100名まで	9,170円
	平均登録児童数 200名まで	10,250円
	平均登録児童数 300名まで	10,790円

※平均登録児童数の算出は、2022年4月～2023年3月の毎月1日時点における児童数の累計人数÷12ヶ月で計算してください。（2022年4月～2023年3月の児童数の算出が難しい場合は2023年2月までの人数で計算してください）新設学童保育所の場合は定員数で申請してください。保険期間の途中に児童数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。〔3.学童保育児童数管理〕については、加入人数分の保険料が適用されることにご注意ください。また、登録児童数が減少した場合の保険料の返金は行いませんのでご了承ください。なお、ご申告いただいた平均登録児童数が実際の平均登録児童数に不足していた場合には、申告された数字に基づき保険料と実際の数字に基づき保険料の割合により保険金が削減される場合がございますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合はP.3をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険共済
 - ・保険契約者・被保険者の故意
 - ・戦争、暴乱、暴動、騒じよう、労働争議
 - ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害
 - ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ・汚染物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の有害な特性またはその作用に起因する損害
 - ・汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急遽に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因する損害
 - ・石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性など有害な特性に起因する損害
 - ・医療行為等（法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます）薬品の調剤・投与・販売・供給、あんま・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務補助者が行ったことに起因する損害
 - ・サイバー攻撃
- 施設賠償責任保険
 - ・給排水管、暖房装置等からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いつ出に起因する損害
 - ・建物外部から内部への雨、雪、ひよう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みに起因する損害
 - ・施設の新築、修理、改造等の工事に起因する損害
 - ・航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害
 - ・次の賠償責任（ただし、管理下財物損壊等担保特約条項により補償対象となる財物（管理下財物）については、この規定は適用されません。）
 - ア、記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
 - イ、記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- 生産物賠償責任保険
 - ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
 - ・生産物の損壊または使用不能についての賠償責任、回収等の措置を講じるために要した費用を負担したことによる損害など
- 管理下財物補償
 - ・保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐欺
 - ・保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
 - ・保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する管理下財物に生じた損壊等
 - ・仕事の遂行のために使用している間に生じた管理下財物の損壊等
 - ・自然発火または自然燃焼した管理下財物自体の損壊
 - ・自然の消滅もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質その他これらに類似の現象
 - ・ねすみ食い、虫食いその他類似の現象
 - ・管理下財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
 - ・損壊等が発生した管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）
- 人格権侵害補償
 - ・最初の行為が保期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
 - ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
 - ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基いて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
 - ・被保険者による猥褻、雇用または解雇に關して行われた不当行為
 - ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

熱中症（日射病、熱射病）、細菌性食中毒等も
補償の対象です。

※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

① 手形振替のお支払方法は、大蔵省保証金制度による大蔵省保証金10倍（人定中の手形）、または5倍（人定中以外の手形）の額をお支払いします。償の支払後等をお支払いの対価は手形が返ります。

② 利息支取金は、約定する時点で発生している保証期間日時点の登録児童数にてご加算ください。登録児童数に変更があった場合には、※2をご参照のうえ対応ください。

※2 保証期間中の途中で登録児童数・指導員（指導員を保険の対象となる方に含める場合に限り）が増減した場合、指導員は、選別なく取扱われる保険会社にて通知ください。その旨の通知、故意または重大な過失によるものでない限り、通知をしなかったときは、お支払いする保証金は増減した割合となりますのでご注意ください。増減した場合は、増員分の保険料をお支払いただきます。減員された場合には、減員された方の氏名をご通知ください。減員分の保険料を原則、卒業後保費の口座に、お振込みにてお支払いします（お支払いされた場合は、減員された方の氏名をご通知ください）。減員分のお支払いは7月以降となりましてのご入金となります。

③ 卒業後、指導員（指導員を保険の対象となる方に含める場合に限り）の人数が増加した場合は、追加保険料のご支払が相当する期間内に必要となり、ご加入を願っております（増員した方の人数が増加した場合は、追加保険料のご支払も必要となります）。

加入依頼書記載の施設の管理下中※1の「急置かつ偶然な外来の事故」により、被保険者（保険の対象となる方）がケガ※2をした場合
に保険金をお支払いします。

※1 施設等の管理下中には、生徒道場を含みます。

※2 ツガには、有善ガマまたは毒物習習による急性中毒、細菌性中毒、ウィルス性中毒による急性、慢性、外來性の熱（急激な外來の熱または熱病）による身体の悪化）を含みます。なお、職業病、天然痘、突然性、外來性のいずれかまたは複数をよくケースについては、保健食のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上動保は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	● 死亡・後遺障害保険金 事故の日からその日を起して180日以内に死亡または障害が生じた場合は、保険金をお支払いします。死亡・後遺障害保険金をお支払いする場合は、死亡・後遺障害保険金をお支払いする旨の通知を提出し、死亡・後遺障害保険金をお支払いします。 ● 後遺障害保険金 事故の日からその日を起して180日以内に身体に後遺障害が生じた場合は、後遺障害保険金をお支払いします。後遺障害保険金をお支払いする場合は、後遺障害保険金をお支払いする旨の通知を提出し、後遺障害保険金をお支払いします。 ● 入院保険金 入院保険金をお支払いする場合は、入院の日からその日を起して180日以内に、入院した日から入院した日までの入院日数に、入院した日の入院料金を乗じて算出した金額をお支払いします。また、お支払金額と入院した日との差額が、入院した日の入院料金を超える場合は、お支払金額をお支払いします。 ● 手術保険金 手術保険金をお支払いする場合は、手術の日からその日を起して180日以内に、手術した日から手術した日までの手術日数に、手術した日の手術料金を乗じて算出した金額をお支払いします。また、お支払金額と手術した日との差額が、手術した日の手術料金を超える場合は、お支払金額をお支払いします。 ● 通院保険金 通院保険金をお支払いする場合は、通院の日からその日を起して180日以内に、通院した日から通院した日までの通院日数に、通院した日の通院料金を乗じて算出した金額をお支払いします。また、お支払金額と通院した日との差額が、通院した日の通院料金を超える場合は、お支払金額をお支払いします。
------	----------------	---

- 児童が学童保育所の管理下中（往復途上を含みます。）に急激な外果の事故による傷害を被った場合に、学童保育所の管理責任や業務責任の有無に関係なく保険金をお支払いします。
- 健康保険や生命保険および加害者からの賠償金などとは関係なく保険金をお支払いします。
- 保険の加入者は学童保育所の責任者となります。

○熱中症（日射または熱射による身体の障害）による死亡・後遺障害、入院・手術、通院を補償します。

○被保険者は学童保育所の登録児童全員（ただし、ポランティアの方は含みません）を含めることとさせていただきますので、その場合には申込書に明記してください。

※学童保育所にて保険の対象となる児童（指導員）の Namen を常に備え付け、保険会社がその
 間覧を求めたときは、いつでもこれに応じたいいただくことが必要です。また、保険金のお
 支払いに際しては、学童保育所に備え付けの Namen をご提出いただく場合があります。また、
 保険金請求書等所定の保険金請求書類のほかには学童保育所の代表者等が発行するその施設
 の管理下にある間に生じた事故である旨の証明書の提出が必要となります。

学童保育所の管理下において児童および指導員が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

この保険でいう「学童保育所の管理下」とは次の場合をいいます。

- ＜保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の内容」をご確認ください。＞

提出していただく書類 児童 1 人につき 1～5 までの 1 セットが必要です

1. 入所申請書

2. 就労証明書（父母各 1 枚） 兄弟が入所する場合には就労証明書は父母各 1 部の提出で結構です。

3. 児童調査書（両面記入）

4. 自動払込利用申込書（初回保育料引き落としは 4 月 5 日です）

郵便局の「自動払込利用申込書」は訂正する場合、二重線を引き訂正印（届出印）を押していただくか、新たに書き直してください。**修正液・修正テープは使えません。**

書類の提出が期限を過ぎた場合、4 月の保育料の引落しができない場合があります。

5. その他の書類(保育料減額申請書・申立書)

「減額申請書」一人親家庭の場合は住民票を添付してください。

兄弟減額の申請の場合には、対象になる上の子ども 1 人につき 1 枚提出してください。(住民票は不要)

「申立書」就学中、疾病、心身障害、看護付添、求職中の場合に記入し、提出してください。

尚、求職中の場合の「申立書」は 3 ヶ月を期限とし、継続される場合には再提出していただきます。

【注意事項】

① 書類提出後に不備があると差し戻しをする場合があります。

特に就労証明書はお勤めの会社を書いていただくため、時間がかかります。期限に間に合わなければ、就労証明書以外の入所書類を期限内に提出し、就労証明書は別途提出してください。

② 途中入所も可能です。入所を希望する月の前月 1 日までに必要書類の提出をお願いします。

【書類提出方法】

書類は各学童クラブにご提出ください。下記以外平日にも受け付けますが、その場で記載事項を確認しますので、下記の日程でご協力ください。尚、平日に各学童に提出する場合には、保育時間を避けて午前中をお願いします。午前中、職員は会議や研修で留守になる場合があります。前もってご連絡をいただければ、都合を合わせる事ができますのでよろしくお願いします。

学童の見学を希望する場合は、事前に各学童クラブへ連絡して、日程調整の上お越しく下さい。

提出日時・・・1月27日（土）・2月3日（土） 10時～17時

最終締め切り・・・2月3日（土）